

裁量信託における受託者の分配裁量と受益者の監督権

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和6年2月8日
【事件番号】 令和4年（ネ）第2379号
【事件名】 所有権移転登記等請求控訴事件
【裁判結果】 原判決一部変更、控訴一部棄却
【参照法令】 信託法37条・38条・222条
【掲載誌】 判時2630号72頁
◆ LEX/DB 文献番号 25623549

茨城大学准教授 福田智子

事実の概要

本件は、被控訴人（原告、X）が控訴人（被告、Y）に対し、(1) XがYを受託者から解任したことにより信託契約1は終了した旨主張して、所有権移転登記及び信託登記の各抹消登記手続を求めるとともに、(2) 信託契約2に基づき、信託不動産に係る平成30年7月1日から令和3年1月31日までの賃料の2分の1相当額である472万7500円の支払、(3) 信託法38条1項及び6項に基づき、信託不動産について作成された財産目録、貸借対照表、損益計算書、預金通帳、税務申告書及び会計帳簿の謄写をさせるよう求めた事案である。原審¹⁾が、Xの請求のうち(1)及び(3)を全部並びに(2)を248万4123円の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したため、Yが敗訴部分不服として本件控訴を行った。

精神障害者保健福祉手帳で障害等級2級の認定を受けているX²⁾は、財産管理能力に難があったことから、平成29年12月7日に実妹であるYとの間で、Xが所有する土地（以下「本件土地」とする）を信託財産、Xを委託者兼受益者、Yを受託者とする信託契約1を締結した。本件土地には、信託を原因とするXからYに対する所有権移転登記及び信託登記がそれぞれされた。さらにXYの母であるAは、平成29年6月15日にYとの間で、Aが所有する不動産（以下「本件信託不動産」とする）及び現金250万円を信託財産とし、Aを委託者、A及びXを共同受益者、Yを受託者とする信託契約2を締結した。なお、平成29年10月×日にAが死亡したことにより、Aの委託者兼共同受益者の地位は、Aの全財産の遺贈を受

けたYの子Bに変更された。平成30年6月27日、Xは信託法58条1項に基づき、Yの信託契約1の受託者たる地位を解任するとともに、信託契約1を解除する旨の意思表示をし、平成30年9月25日に本件訴えを提起した。

信託契約2は「本件信託契約の定めに従い、受託者が信託財産の管理運用及び処分等を行い、受益者に対し必要な財産の給付等を行い、受益者の幸福な生活と福祉を確保すること及び委託者及び委託者の祖先の祭祀を目的（信託公正証書2条）」とし、受託者には、信託金融資産から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を支払い又は控除した上、受託者が相当と認める額の生活費等を受益者に交付し、受益者の施設利用費、病気療養費等を銀行振り込み等の方法で支払う（同7条）裁量が付されていた。なお本件信託不動産には、賃貸物件としてIアパート（6室、賃料は月額各6万5000円）及び、J賃貸建物（月額5万5000円）が含まれていた。

判決の要旨

東京高裁は、Xの請求のうち、抹消登記請求に係る部分は全部³⁾及び謄写請求に係る部分は預金通帳（本件信託不動産に関する入出金が記録されたもの）の謄写を求める限度で理由があるが、その余の謄写請求及び金銭請求に係る部分は理由がないとし、原判決を一部変更し、Yの控訴を一部棄却した。

1 金銭請求権

東京高裁は、「信託公正証書第7条は、受託者

が受益者に対し、信託金融資産から受益者の生活費等を交付すべきことを定めるものであるが、生活費等の具体的金額やその算定方法は明らかにされておらず、生活費等の交付時期も明示されていない。また、本件信託公正証書におけるその他の条項をみても、受託者が受益者に交付すべき生活費等の具体的金額やその算定方法、交付時期について、これを明示し、又は示唆するものは存在しない（なお、本件信託公正証書の第2条には、本信託の目的が、本件信託不動産及び現金250万円を信託財産として管理運用及び処分等を行い、受益者に対し必要な財産の給付等を行い、受益者の幸福な生活と福祉を確保すること等であることが記載され、第5条には、委託者のXに対する扶養の範囲で、Xに受益権を与える旨が記載されているが、いずれも抽象的な内容にとどまるものであって、これらの規定をもって、受託者が受益者に交付すべき生活費等の具体的金額やその算定方法、交付時期を定めるものであるとは解し難い。）。

これに加えて、(1) 本件信託契約2の締結後、受託者であるYが受益者であるXに対し、Xの生活費等として、本件信託不動産の賃料収入の一部を定期的に交付していた事実は認められないこと、(2) 本件信託公正証書第7条にいう『必要経費』には、公租公課、保険料、管理費等の定期的に支出されるもののほか、修繕費等の不定期に支出されるものも含まれているところ、本件信託不動産のうち、Iアパート及びJ賃貸建物は賃貸物件であることや、Xは精神障害を有し入院歴及び施設入所歴があることからすると、受託者において、一定期間（例えば、1か月、1年間等）の賃料収入から当該期間に支出した経費を控除した残額の2分の1を、当該期間経過後直ちに、受益者であるXに対して支払うのではなく、将来における上記建物の修繕費等やXの入院費用及び施設入所費用等の支出に備えて、賃料収入のうち相当額を保管しておくことなども、受託者の裁量の範囲内のものとして許されると考えられることなどを併せ考慮すると、Xの指摘する本件信託契約2の目的や、本件公正証書遺言における付言事項を考慮するとしても、本件信託契約2に基づく具体的な権利として、XがYに対し、本件信託不動産に係る一定期間に生じた賃料収入から経費を控除した金額の2分の1の請求権を有するものとは解し難いといわざるを得ない。本件信託不動産の賃料収

入から、Xの生活費等として、いつ、幾らを支払うかについては、受託者であるYの裁量に基本的に委ねられているものと解するのが相当であり、Xの上記主張を採用することはできない。」とし、Xの金銭請求には理由がないとした。

2 謄写請求権

東京高裁は、資産の運用を目的とする信託とは異なり、信託契約2のように単に物の管理を目的とする信託では、貸借対照表や損益計算書の作成までは必要なく、財産目録に相当する書類が作成されれば足りると解される。しかしながら本件証拠上、Yにおいて原審で提出した書面記載のものほかに、本件信託不動産に係る収支について、財産目録に相当する書類等の財産状況開示資料を作成していることはうかがわれない。このような事実関係の下では、財産目録ないし損益計算書について、Xが謄写請求権を有するものとは認め難い。そして、税務申告書については、受託者であるYにおいて、本件信託不動産に係る収益及び費用に関し、所得税の確定申告義務を負うものではないため、Xが謄写請求権を有するものとは認め難い。また、会計帳簿については、限定責任信託の受託者には会計帳簿の作成義務が課されているが（信託法222条2項）、一般の信託の受託者には、その作成義務が課されていない。そうすると、限定責任信託ではない信託契約2において、そもそもYに会計帳簿の作成義務があるとは解し難いし、Xが会計帳簿の謄写請求権を有するとも認め難い。以上によれば、Xの謄写請求のうち、預金通帳に係る部分は信託法38条1項に基づき受益者が信託帳簿の謄写を求めるものとして理由があり、その余は理由がないとした。

判例の解説

一 裁量信託

裁量信託とは、受託者が信託設定により与えられた裁量に基づき、具体的な受益者や給付内容を決定する信託をいう。近年、長寿化や離婚・再婚等による家族関係の複雑化を背景として、英国や米国では、委託者や受益者の生活環境の変化に柔軟に対応できる裁量信託の利用が増加している。日本においても、成年後見制度の利用による本人財産の凍結を回避する手段として民事信託の利用

が拡大する中で、受託者に一定の裁量を与える裁量信託が注目されている。信託法 26 条は、受託者が信託財産に属する財産の管理・処分及びその他信託の目的達成のために必要な行為を行う権限を有すると規定し、受託者に信託目的の範囲内での裁量行為を認めている。受託者の裁量は、信託財産の管理・運用に関するものと、受益者への分配に関するものとに大別されるが、一般に裁量信託とは、後者、すなわち受益者に対する分配について裁量が付された信託を指す。裁量信託における裁量は「裁量権」とも称されるが、これは受託者が自由に行使できる権利というよりも、信託の本旨に従って行使されるべき義務的性質を有するものである。そのため、裁量信託における受託者は、受益者を選定し、信託財産の分配を適切に行う義務を負う。これは、受託者が信託財産の名目的所有者にすぎず、信託財産は実質的に受益者の利益のために存在するものであるからである。もっとも、日本の裁量信託において受託者が有する裁量の範囲や受益者の権利内容については、いまだ統一的な見解が確立しているとはいえない。

二 受託者の分配裁量と受益者の権利

1 受託者の分配裁量

受託者は信託財産に関し、唯一かつ排他的な管理・処分権限を有し、信託目的の達成のために必要な行為を行う権限を有する。一方で、善管注意義務（信託法 29 条 1 項、2 項）、忠実義務（同法 30 条）、利益相反行為の禁止義務（同法 31 条・32 条）、公平義務（同法 33 条）、分別管理義務（同法 34 条）、報告義務（同法 36 条・37 条）など、多数の義務を負う。このように受託者が多数の義務を負うのは、受託者が信託財産の名目的所有者にすぎず、他人の財産をその者のために管理する立場にあることに起因する。裁量信託においても、受託者が有する分配に関する裁量は、これらの義務を前提として認められるものである。そのため、受託者は信託設定者である委託者の意思（信託の本旨）に反せず、かつ受益者の利益を害することのないよう誠実に分配を行う義務を負う。このように受託者は分配義務を負うものの、信託設定により、信託財産から生じた収益を累積する裁量を付することもできる。ただし、収益を累積する場合には、受益者と残余財産受益者等との間の公平を損なわないよう留意する必要がある。もっとも、

受託者の裁量行使が義務違反に当たるか否かの判断は、比較的緩やかに行われると考えられる。なぜなら、受託者に広範な裁量が認められるのは、その裁量行使を通じて信託目的の実現を図ることが期待されているからである。そのため、受益者に監督機能が委ねられている日本の信託制度においては、受益者による受託者の監督が重要となる。

2 受益者の権利（受益権）⁴⁾

受益権とは、信託行為に基づき、受益者が受託者に対して請求することができる権利をいい、信託財産に属する財産の引渡しその他信託財産に係る給付を請求する債権（受益債権）と、これを確保するために信託法の規定に基づき受託者その他の者に対して一定の行為を求めることができる権利（監督権）から構成される（信託法 2 条 7 項）。受益権を有する者は受益者とされ（同法 2 条 6 項）、信託行為により指定された者は当然に受益権を取得する（同法 88 条 1 項）。受益者には具体的な給付請求権を有しない者（潜在受益者）も含まれるが、潜在受益者は信託設定と同時に条件付受益権を取得し、あわせて期待権も取得すると解される。条件付受益権は条件成就時まで効力が生じないため、潜在受益者は条件成就までの間、信託財産を保護するため、期待権に基づき受託者を監督することとなる⁵⁾。監督権のうち裁量信託の受益者にとって最も重要な権利として、報告・閲覧請求権がある（同法 36 条、38 条 1 項・6 項）。報告・閲覧請求権は、受託者に対し信託事務の処理及び信託財産に関する記録を作成させることにより、その任務が適切に遂行されることを担保するとともに、受益者の監督機能をより実効的なものとする観点から設けられている権利である⁶⁾。信託法改正により、受託者の監督は裁判所ではなく主として受益者が行うものとされたため、報告・閲覧請求権は、受益者が受託者の裁量行使を監督するための根幹をなす権利となっている。

四 本判決の検討⁷⁾

本判決は、受託者の分配裁量及び受益者の謄写請求権について、原審と大きく異なる判断を示した。

まず、受託者の分配裁量について、本判決は、裁量信託において受益者に対する分配に関し具体的な内容が示されておらず、受託者が分配を行っ

ていない場合には、受託者に収益を累積する裁量も認められるとした。これに対し原審は、Yに対する給付は、その内容や時期等については受託者であるXに裁量が認められるものの、定期的に行うことが想定されていると解されるため、確定申告終了後しばらくの期間が経過した後は、XはYに対し賃料収入のうちから所定の額を給付すべき義務を負うとした。

信託契約2では、受託者が収益を累積する裁量を有するかについて明示されていない。しかし7条が具体的な計算方法を示した上で「受託者が相当と認める額……支払う」と定めていることからすれば、受託者に収益を累積する裁量は与えられていないと解釈することも可能である。すなわち、受託者は収入から経費を控除した残額のうち、相当と判断した金額を受託者に分配する義務を負うと解する余地がある。

次に、受益者の謄写請求権について、本判決は、単に物の管理を目的とする信託においては、財産目録に相当する書類が作成されれば足りるとした上で、本件では財産状況開示資料を作成している事実は認められないため、財産目録や損益計算書に関する謄写請求権は認められないとした。また、受託者には税務申告書や会計帳簿の作成義務がないため、受益者が会計帳簿の謄写請求権を有するとも認め難いとした。これに対し原審は、受託者は信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、信託帳簿を作成しなければならず（信託法37条1項、信託計算規則4条1項）、受益者は受託者に対し理由を明らかにして信託帳簿及び信託事務処理書類の閲覧謄写を請求することができる（信託法38条1項）とした。

報告・閲覧請求権は裁量信託の受益者にとって最も重要な権利である。なぜなら、信託財産から生じる収入や経費の金額が分からなければ、受益者は受託者がどのような基準に基づいて相当額を判断したのかを確認することができないからである。本判決は受託者がこれらの書類を作成した事実がないことを理由として、受託者に作成義務はなく、受益者にも請求権は認められないと判断した。しかし、収益物件の管理及び信託財産の分配義務を負う受託者が、これらの計算の基礎となる資料の作成を怠っている場合には、善管注意義務違反となる可能性も生じ得ると考えられる。

本判決は、裁量信託における受託者の分配裁量と受益者の権利について裁判所の判断が示された点で意義を有する。原審と大きく異なる判断が示されたことから、信託契約の解釈は委託者死亡後には困難となるのが改めて示されたといえる。信託設定時には信託制度の内容を十分に理解した上で、信託契約において可能な限り詳細な規定を設けておくことが重要である。その際、看過してはならないのは「信託財産は誰のものか」という点である。日本の信託は契約構成を採用するため、受益者の権利が相対的に弱くなる傾向があるが、受託者は信託財産の名目的所有者にすぎず、信託財産は受益者の利益のために独立して管理される財産であることを忘れてはならない。とりわけ、受託者自身が受益者（残余財産受益者等を含む）となる場合や、本件のように受託者の子が受益者の一人となる場合には、受託者による裁量行使の適正が確保されているかについて、より慎重な監督が求められることになろう。

●—注

- さいたま地裁越谷支判令4・3・23（判時2630号78頁、LEX/DB25623550）。判例評釈として、橋谷聡一「福祉信託において受託者の裁量が問題となった事例——さいたま地裁越谷支判令4・3・23」信託フォーラム19巻129～135頁、張鈺「裁量信託における受益債権の給付内容の裁判所による確定」ジュリ1595号132～135頁参照。
- 平成30年12月17日、Xの保佐人としてC（XYの祖父の弟の孫）が選任されている。
- 東京高裁は、信託契約の委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができ（信託58条1項）、また、信託を終了することができる（同164条1項）ところ、Xは信託契約1の委託者兼受益者であるから、単独でYを受託者から解任し、終了することができるのと解されるとのさいたま地裁の判断を引用している。
- 福田智子「裁量信託における受益者の権利（1）—英国における信託—」人文社会科学論集2号149～168頁、同「裁量信託における受益者の権利（2）—米国における信託—」人文社会科学論集3号219～240頁参照。
- 福田智子「日本型裁量信託における受益者の権利」信託法研究47号31～59頁参照。
- 寺本振透編『解説新信託法』（弘文堂、2007年）83頁参照。
- 判例評釈として、熊代拓馬「裁量信託における受託者の裁量と信託帳簿等謄写請求の対象」ジュリ1617号120～123頁参照。